平成27年6月定例会 原案可決・全会一致

議会案第3号

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成27年6月29日

提 出 者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長 佐藤政喜

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書

東日本大震災から4年が経過した現在も、震災で被災し、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われている。

これは、幼稚園、小・中学校、高等学校、専修学校・各種学校等に対し、自治体が 実施している既存の就学支援事業等において、震災により見込まれる対象者増や単価 増等、自治体の新たな負担を全額国費で負担・支援するもので、平成 23 年度の国の 補正予算において、平成 26 年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支 援等臨時特例交付金」が創設されている。更に、平成 27 年度は基金方式ではないも のの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」として継続されている。

平成 25 年度実績で交付金事業の対象となった子どもの数は全国で 52,436 人、福島県内では 10,014 人にのぼり、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。

国の東日本大震災復興特別会計は来年度以降も継続されるが、集中復興期間は今年度で終了することとなっており、復興事業の見直しが検討されている。

こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学が保障されるよう「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続と必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続的な就学支援事業を実施する必要がある。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、平成 28 年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日